

「観光振興を目的とした新税の考え方（懇談会議論のまとめ）」の概要

項目	新税の考え方（懇談会議論のまとめ）
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税の目的	旅行者の満足度や利便性を高め、いつでも、どこでも、何度でも訪れていただく「観光立国北海道」の実現を目指す。
税収の使途	北海道観光の高付加価値化、観光サービス・観光インフラの充実・強化、危機対応力の強化等、北海道観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課税客体 （課税の対象）	北海道内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅（いわゆる民泊）
課税標準	上記宿泊施設への宿泊数
納税義務者 （税を負担する人）	上記宿泊施設への宿泊者
税 率	一人一泊について、宿泊料金が 2万円未満の場合 100円 2万円以上5万円未満の場合 200円 5万円以上の場合 500円
課税概念図	<p>The diagram illustrates the flow of funds: Accommodation guests (宿泊客) pay accommodation fees (宿泊料金) and accommodation taxes (宿泊税) to the operators of accommodation facilities (宿泊施設の経営者) who are special levies (特別徴収義務者). These operators then remit the accommodation taxes (宿泊税) to Hokkaido (北海道). Below the diagram are icons for guests, a traditional Japanese inn, a modern hotel, and the Hokkaido logo.</p>
非課税事項	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
収入見込額	平年度 約45億円程度
徴収方法	特別徴収
課税を行う期間	条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について、適時、検討の機会を設け、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。